

令和5年5月23日

学校法人服部学園 御茶の水美術学院  
理事長 服部 浩美 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田悦子



ご連絡

本協会からの2023年3月23日付「申入書」に対し、貴学園から令和5年4月20日付でご回答の書面をいただきました。ご対応いただき、ありがとうございました。

貴学園からのご回答書面により、本協会が上記「申入書」で使用の停止を申し入れた条項のすべてについて、貴学園が運営する、御茶の水美術学院で使用している「入学要項」ならびに「入学申込書」より削除されたこと、インターネット上の表記についても同様に削除されたことを確認いたしました。

今回の貴学園のご対応につきましては、本協会の申し入れに関し、誠実、真摯なご対応をしていただけましたものと評価し、本件の申し入れにつきましては、これで終了することとしたいと存じます。

もっとも、一度納入された学費の取り扱いについて、本件不返還条項の削除後は、適正な返金規定を明示されることが望ましいと考えます。入学後、在学中の学生から中途退学等の申し出を受けた時は、解除の時期にかかわらず一切の学費を返還しないという対応はせず、解除の時期に応じた適正な額の返金を行う（受領済みの学費から、既に提供された役務の対価に相当する額等の中途退学等によって貴学園に生ずる平均的損害額を差し引いた金額を返金する）ようお願いいたします。

本協会は、今後も本件契約の内容及び実際の運用等が法の趣旨に沿った適正なものであるかについて、関心を持って注視していく所存です。

なお、本書面ならびに貴学園からのご回答書面の内容を含めた本件の一連の経過について、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを念のため申し添えます。

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者団体訴訟室

TEL：03-5614-0543

FAX：03-5614-0743